

## 千葉県医療事故調査委員会要綱

### (設置)

第1条 千葉県病院局医療安全管理指針に基づき、院内の医療事故の原因究明、対応方法及び再発防止策等を検討するため、千葉県立青葉病院及び千葉県立海浜病院（以下「両市立病院」という。）にそれぞれ医療事故の調査のための委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療事故発生の背景及び原因の究明に関すること。
- (2) 医療事故の事実の調査及び確認に関すること。
- (3) 医療事故の対応方法に関すること。
- (4) 医療事故の分析及び再発防止策の検討に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療安全室長
- (2) 副医療安全室長
- (3) 診療局長
- (4) 看護部長
- (5) 事務長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 院長は、前項に掲げる者のほか、次に掲げる者を委員として任命することができる。ただし、医療法（昭和23年法律第205号。この項において「法」という。）第6条の10第1項に規定する医療事故（第5条において「報告対象医療事故」という。）の調査にあつては、法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体の中から、本項第2号又は第3号の委員を任命するものとする。

- (1) 弁護士
- (2) 発生した医療事故に関する医学的知識を有する者
- (3) 学識経験者

3 委員長は、委員が医療事故の当事者又は当事者と利害関係を有する者である

ときは、その職務の執行から除くことができる。

4 委員の任期は、委員会設置の日から任務が完了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 院長は、必要があると判断した場合又は報告対象医療事故が発生した場合、速やかに委員会を招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は委員会において知り得た事項を漏らしてはならない。

(会議等の非公開)

第8条 会議及び議事録は委員長の許可のない限り非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医療安全室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。